

やっではダメ！くるまの不正改造

～10月は「不正改造車排除強化月間」～



自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、レジャー等の場面においても広く用いられるとともに、ニーズに応じて趣向を凝らした、様々な部品等が販売されており、手軽に取付け等ができる状況にあります。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け、③タイヤ、ホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し、④基準外ウイング（エアスポイラ）の取り付け、⑤基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これらについては、それぞれ①周囲の交通に誤認を与える、②運転者の視界を妨げ状況確認が困難となる、③歩行者に危険を及ぼすとともに車体やブレーキ機構への干渉により故障事故の原因となる、④他の交通の妨げとなる、⑤周囲に騒音をまき散らし平穏な生活の破壊につながるため、禁止されております。

沖縄総合事務局では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、沖縄県警察本部、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、関係機関および関係団体と協力して、「不正改造車を

排除する運動」を展開し、特に10月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様もこの機会に是非、どのような改造が不正改造になるのかについて理

解を深めていただき、不正改造とならないよう注意しましょう。

●詳しい情報はこちらから

www.tenken-seibi.com

このような改造は不正改造です!!

- ① 基準不適合のマフラーの装着・取付けの取り外し
- ② タイヤ及びホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し
- ③ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け
- ④ 基準外ウイングの取付け
- ⑤ 灯火類の灯火の色を変更
- ⑥ 前面ガラス部への回転灯の装着
- ⑦ 速度抑制装置（スピードリミッター）の取付け・取外し
- ⑧ ディーゼル自動車が出発する音

不正改造は犯罪です!!

許されないぞ

STOP THE 不正改造

御用

不正改造車の使用者 無期命令の発令

不正改造を実施した者 6ヵ月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

不正改造車排除する運動

www.tenken-seibi.com

※ 不正改造車とは、国土交通省が定める基準に適合しない改造が施された車両を指します。不正改造車は、道路交通法第50条第1項第2号の不正改造車として取り扱われ、不正改造車は、道路交通法第50条第1項第2号の不正改造車として取り扱われ、不正改造車は、道路交通法第50条第1項第2号の不正改造車として取り扱われます。

※ 不正改造車は、道路交通法第50条第1項第2号の不正改造車として取り扱われ、不正改造車は、道路交通法第50条第1項第2号の不正改造車として取り扱われます。

※ 不正改造車は、道路交通法第50条第1項第2号の不正改造車として取り扱われ、不正改造車は、道路交通法第50条第1項第2号の不正改造車として取り扱われます。

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報をお寄せ下さい。
「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」

沖縄総合事務局運輸部車両安全課 098-866-1837
沖縄総合事務局陸運事務所整備部門 098-875-0300